

令和 8 年 3 月 2 7 日

港湾局参事官（技術監理・情報化）室

## 遠隔操作等荷役機械の導入促進に向けて ～ 「遠隔操作等荷役機械の安全確保のためのモデル運用規程」の公表 ～

コンテナターミナルにおいて遠隔操作等荷役機械を導入するにあたり、設置者が運用規程を整備する際の参考として、「遠隔操作等荷役機械の安全確保のためのモデル運用規程」をとりまとめました。

### 1. 背景・趣旨

我が国の生産年齢人口の減少などを背景に、港湾労働者不足が顕在化していることを踏まえ、国土交通省港湾局では、コンテナターミナルの生産性向上や労働環境の改善を図るため、遠隔操作等で稼働する荷役機械の導入を促進しております。

これら遠隔操作等荷役機械は港湾法上の技術基準対象施設に位置づけられており、設置者は、その運用方法の明確化及びその他の危険防止に関する対策として、荷役機械を安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備を行うことが標準とされています。

国土交通省港湾局では、設置者が運用規程を整備する際に参考となるよう、平成31年に「遠隔操作 RTG<sup>\*</sup>の安全確保のためのモデル運用規程」を公表したところですが、近年、コンテナクレーンの遠隔操作化に関する技術開発が行われており、今後普及していくことが見込まれます。このため、令和7年2月から3回にわたり開催した「遠隔操作等荷役機械の導入に必要となる安全確保の方策に係る検討委員会」における議論を経て、この度、従来モデル運用規程を廃止し、新たなモデル運用規程をとりまとめました。

※RTG：“Rubber Tired Gantry crane”の略で、タイヤ式門型クレーンのこと

### 2. 新しいモデル運用規程のポイント

モデル運用規程の対象を遠隔操作等コンテナクレーンにも拡充し、3編構成に変更

- ・ 遠隔操作等荷役機械全般に共通する運用規程を整備する際の考え方や記載すべき事項を明記した【共通編】
- ・ 遠隔操作等 RTG 及び遠隔操作等コンテナクレーンの具体的なモデル運用規程等を明記した【RTG 編】・【コンテナクレーン編】

○本モデル運用規程及び検討の経緯は、以下の国土交通省ホームページにて掲載しております。

（遠隔操作等荷役機械の導入に必要となる安全確保の方策に係る検討委員会）

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr5\\_000114.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000114.html)

<問合せ先>

港湾局参事官（技術監理・情報化）室 中沢、畑端

代表：03-5253-8111（内線 46613、46635）、直通：03-5253-8681